

弁済 宅建 H11-05-2 《#616》

【問】正誤をつけよ。

Aが、Bに対して不動産を売却し、所有権移転登記及び引渡しをした。Aが、Bに対し代金債権より先に弁済期の到来した別口の貸金債権を有する場合に、Bから代金債権の弁済として代金額の支払いを受けたとき、Aは、Bの意思に反しても、代金債権より先にその貸金債権に充当することができる。✖

【答え】誤り

《ポイント》 同種の給付を目的とする数個の債務がある場合の充当【発展】

債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付が全ての債務を消滅させるのに足りないときは、**弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。**（民法 488 条 1 項）

⇒ **弁済者(債務者)**が支払う時の意思が、優先されるということ

